

秋市選管告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により設けた投票区の区域の一部を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第9条の2の規定により告示する。

令和6年9月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

投票区	区 域
秋田市第3投票区	保戸野桜町を加える。
秋田市第75投票区	泉中央一丁目、泉中央六丁目および泉南一丁目～二丁目を除く。 泉菅野二丁目および泉北四丁目を加える。
秋田市第89投票区	保戸野桜町、泉菅野二丁目および泉北四丁目を除く。 泉中央一丁目、泉中央六丁目および泉南一丁目～二丁目を加える。